

特定創業支援等事業を受けた方への優遇措置

1. 会社設立時の登録免許税の軽減（法務局）

(1) 登記の際にかかる登録免許税が半分に軽減されます。

- ・株式会社又は合同会社の場合、資本金の0.7%→0.35%
- ・合名会社又は合資会社の場合、1件につき6万円→3万円

(2) 対象者の要件

- ・創業を予定されている方又は創業後5年未満の方で、町内で創業される方。
- ・登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

※既に会社を設立した方が組織変更を行う場合の登録免許税は対象外です。

※設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

2. 「創業関連保証」の特例（香川県信用保証協会）

事業開始6か月前から、無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を利用することが可能となります。

3. 「新創業融資制度」の自己資金要件の充足（日本政策金融公庫）

(1) 新創業融資制度の自己資金要件である創業資金総額の1/10以上を満たす方として、同制度を利用することが可能となります。

(2) 対象者の要件

創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者で、町内で創業される方。

4. 「新規開業資金」の貸付利率の引き下げ（日本政策金融公庫）

(1) 新規開業資金の貸付利率の引き下げ対象として同資金を利用することが可能となります。

(2) 町内で創業される方が利用することが可能となります。

5. 「小規模事業者持続化補助金（創業枠）」の上限額引き上げ（上限50万円→200万円）（日本商工会議所）

(1) 小規模事業者持続化補助金（創業枠）の補助上限額が50万円から200万円に引き上げられます。

(2) 小規模事業者持続化補助金の創業枠では、公募締切時から起算して過去3年間に特定創業支援等事業による支援を受け、かつ、過去3年間に開業した事業者が対象要件となります。

※町が交付する証明書は、各優遇措置を受けることを保証するものではありません。優遇措置の利用には、元となる各制度の利用要件等を満たし、別途審査を受ける必要があります。利用要件等についての詳細は各優遇措置を実施する機関へお問い合わせください。

※証明書の交付を受けた方には、町及び商工会から創業等の状況についてのアンケート等をお願いしますので、ご協力をお願いします。